

海外邦人安全対策連絡協議会
安全等に関する参考情報
(2025年5月)

1 邦人旅行者のひったくり被害

5月9日、午前1時頃、邦人男性が中央ジャカルタのパサール・バル付近の路上脇で携帯電話を操作中、オートバイに乗った何者かに通りざまに携帯電話をひったくられた。

2 電子化した証明書（e-証明書）の発給開始

5月27日(火)以降に申請される在留証明は、電子化した証明書（e-証明書）をオンラインで受け取ることが可能になる。e-証明書を受け取るためには、「オンライン在留届（ORRネット）」からオンライン申請し、手数料の支払はクレジットカードによるオンライン決済とする必要がある。また、戸籍謄（抄）本の原本が必要な場合は、「戸籍電子証明書提供用識別符号」の入力が必須となる。

詳細については、以下の大使館HPをご参照ください。

https://www.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visaj_02_e-shoumeisho.html

3 SKJ の取り扱いについて

4月の海安協で照会のあったSKJ（Surat Keterangan Jalan）の取り扱いについて当局に確認した結果を報告します。

（1）SKJは以前、軍事作戦地域に外国人が入る場合は、同証明書を携行することが必要だったものである。

（2）現在は、インドネシア国内に軍事作戦地域に該当する場所はなく、外国人は滞在許可を有しているため、SKJの手続きは不要。

（3）ただ、義務ではないものの、申請すれば発行はしている（念のための資料として）。

一方、就労場所については、地方出張で訪問する場所も登録する必要がありますので、具体的な手続き方法については、労働省のホームページをご参照ください。

○労働省が管轄する外国人雇用に関するホームページ

<https://tka-online.kemnaker.go.id/kontak.asp>

※ページの右側にあるBantuan HotlineにWhatsAppの番号あり

なお、登録していた就労場所以外に出張をしたためにトラブルになったケースが過去に報告されています。右ケースの多くは入管の査察で指摘されたものですが、旅券の一時取り上げや解決金の支払いを求められたというケースも発生していますので十分ご注意ください。

【注意喚起】インドネシアにおける就労許可の登録内容

https://www.id.emb-japan.go.jp/oshirase22_27.html